

令和 8 年度兵庫県クマ特別対策等事業捕獲計画書

令和 8 年 6 月

兵庫県環境部自然鳥獣共生課

1 目的

兵庫県では、令和令和4年及び令和5年はツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害件数はゼロ件であったが、令和6年度は2件の人身被害が発生し、令和7年度も1件、人身被害が発生している。そこで鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した 農地周辺でのクマ捕獲事業を実施する。

本事業では、クマの生息域拡大に伴い、新たにクマの生息域となった市町やクマの出没が頻発化すると見込まれる市町で、農業被害だけでなく造林地での被害も懸念されていることから農林業従事者を守るための確な捕獲活動を進めることとする。

2 生息状況及び被害状況

毎年度、兵庫県はクマの個体数推定を実施している。令和8年度当初のクマの推定生息数は下記表－1のとおりである。また人身被害件数は下記表－2のとおりとなっている。農業被害については、令和6年度は秋のブナ科堅果類豊凶調査結果（以下、「豊凶調査結果」という。）が14年ぶりの大凶作であったこともあり、梨や栗、ぶどう、柿の果樹園でクマによる食害が多発（被害金額 R5：2,204 千円、R6：14,159 千円と増加）し、これら果樹園での有害捕獲許可発出件数が令和5年度に2件だったものが、令和6年度には43件と増加した。令和7年度は豊凶調査結果が「豊」であったため、2件のみであった。クマの目撃・痕跡件数は、令和6年度1,128件で過去10年のうち最多となったが、令和7年度は510件と過去5年平均（654件）より少ない件数となった。本年6月には県南部の神戸市の山林に設置したセンサーカメラにクマが撮影されたこともあり、神戸市ほか県南部市町でのクマ出没防止対策や捕獲技術者の育成が急務である。生息数については、持続的に狩猟を行う必要があると考えられる生息数800頭に対し、令和8年度当初では近畿北部地域個体群西側では837頭であり、集落への出没リスクが高い状況と考えられ、東中国地域個体群では710頭と800頭に達していないものの、集落への出没リスクは依然として高いと状況と考えられる。また果樹園での有害捕獲も行われており、農林業従事者がクマと遭遇するリスクも高いと考えられる。

捕獲状況については、令和6年度に全県でクマ178頭（内捕殺108頭）、令和7年度は全県でクマ33頭（内捕殺33頭）を捕獲している。

被害防止計画は阪神間など都市部、淡路島の市町を除く32市町の内、20市町策定済みとなっている。（兵庫県全41市町）

表－１ 推定生息数と推定増加率

<兵庫県が属する地域個体群>

区分	東中国地域個体群	近畿北部地域個体群西側
推定生息数	中央値710頭 (95%信用区間で515頭～954頭)	中央値837頭 (95%信用区間で518頭～1,325頭)
推定増加率	中央値15.1% (95%信用区間で12.5～17.7%)	中央値15.1% (95%信用区間で11.6%～18.5%)

<兵庫県内の管理ユニット※1>

区分	兵庫東中国ユニット	兵庫近畿北部ユニット
推定生息数	中央値425頭 (95%信用区間で305頭～574頭)	中央値242頭 (95%信用区間で150頭～398頭)
推定増加率	中央値14.9% (95%信用区間で11.6%～18.1%)	中央値12.5% (95%信用区間で7.0%～17.5%)

※1 兵庫県内管理ユニットの推定生息数は、その合計値が県内生息数を示すものではなく、捕獲上限を設定する上での指標とする。

表－２ 人身被害件数

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 ※2
件数	2	2	0	0	2	1	0

※2 R 8は4月から6月末までの暫定値

3 事業内容

- (1) 事業主体 兵庫県
- (2) 実施期間 令和8年6月～令和9年3月
- (3) 捕獲目標 12 頭
- (4) 実施方法

(ア) ワナ整備

対象市町 33 市町（兵庫県 41 市町－（但馬 5 市町＋淡路島 3 市町）） ※3
ドラム缶ワナを県から市町へ貸与。

※3 令和7年度兵庫県クマ特別対策等事業により貸与している市町は対象とならない。

(イ) 捕獲指導

対象市町 33 市町（兵庫県 41 市町－（但馬 5 市町＋淡路島 3 市町））
県から委託等された技術者が有害捕獲従事者に捕獲技術、止め刺し方法

について技術指導。

(ウ) 捕獲実施

対象市町 23 市町 (R3 以前に捕獲の無い市町 図-1 事業実施市町 参照)
緊急捕獲との重複を避けるため、R3 以前にクマ捕獲がない市町に有害捕獲
で県許可に基づき、市町から依頼された有害捕獲従事者がクマを捕獲した
場合、捕獲者に 30,000 円/頭の報償費を交付。



図-1 (ウ) 捕獲実施事業実施市町

- 4 事業の評価 事業実施後の事業評価は第三者専門家の意見を聞き作成する。